

平

成二十七年三月

+

日

第

二千六百二十

九

号

次

目

岐阜県風致地区条例施行規則を廃止する規則

都

市政策課) 一五五

平成二十七年三月十日

岐阜県知事

古

田

岐阜県風致地区条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

規

則

規

則

告 示

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない

区域の指定

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等

環

境管

理課) 一五五

岐阜県規則第四号

(地域福祉国保課) 一五六

指定介護機関の廃止の届出 指定介護機関の名称等の変更の届出

医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定

岐阜県生物工学研究所長印に関する告示の廃止

特定非営利活動法人の設立認証申請

展用地利用配分計画の認可の申請

指定技能教育施設の連携科目等の指定

学

校

支 援課) (農業経営課)

働雇用課)

一六四 一六四

平成二十七年三月十日

(商業・金融課) 一六三

二六三

(環境生活政策課) 一六二

争議行為の通知の公表

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

公 示

道路の供用開始

道路の区域変更

岐

道 同 路維

持課) 一六〇

岐阜県告示第百四十九号

六

課)一六〇

六〇

同 同

一五九 一五七

岐阜県風致地区条例施行規則 (昭和四十五年岐阜県規則第七十二号) は、廃止する。

岐阜県風致地区条例施行規則を廃止する規則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

示

告

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、

ればならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定する。 害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

岐阜県知事

古 田

形質変更時要届出区域

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

発行

平成二十七年三月十日

第2629号	岐	阜	県	公	報	平成27年3月10日	(156
--------	---	---	---	---	---	------------	-------

医

療

法

人社団

大誠会

大垣市新田町二 一四

訪問介護

プ・瑞穂 訪問看護ステーションハー

瑞穂市本田一六二 一

平成二六・二二・一五

株式会社エステートホーム

エステート一五 六F岐阜市西鶉五 一五

生応認介 活型知護 介共症予 護同対防

サロン・ド・フレー ル本巣

九一一本巣市文殊字天辺九五

同

一 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項に規 八五一番二九、九一七番三及び九一七番四の各一部 定する基準に適合していない特定有害物質の名称 関市広見字牛洞八五一番一、八五一番六、八五一番七、 八五一番八、八五一番二八、

岐阜県告示第百五十号

六価クロム化合物

人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項及び中国残留邦

> の居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五 援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものと された生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものと 十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 された生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のため

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古 田

株式会社エステートホーム	ス東海株式会社	ス東海株式会社メディカル・ケア・サービ	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社ウィルケア	居宅介護事業者等の名称	
エステート一五(六F岐阜市西鶉五)一五	大垣市宝和町一五	大垣市宝和町一五	二二二年の内東京都千代田区丸の内	二 二 二東京都千代田区丸の内	二五 大垣市林町五 二三	たる事務所の所在地居宅介護事業者等の主	
生応認 活型知 介共症 護同対	生応認介 活型知護 介共症予 護同対防	生応認 活型知 介共症 護同対	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 排養	生短介 活期護 介入予 護所防	の 種類 ス	
サロン・ド・フレール本巣	知 愛の家グループホーム関倉	知 愛の家グループホーム関倉	アイセイ薬局(大垣清水店)	アイセイ薬局(大垣清水店)	ーシーズンズ ショートステイ アイフォ	居宅介護事業所等の名称	_
九一一本巣市文殊字天辺九五	関市倉知二九九九四	関市倉知二九九九四	大垣市清水町二八 一	大垣市清水町二八 一	大垣市内原一 一〇	在地居宅介護事業所等の所	
同	同	同	同	同	平成二六・一二・ 一	指定年月日	

平成27年3月10日 岐 阜 県 公 報 第2629号 (157) 医 医 医 医 医 医 第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条 医 居宅介護事業者等の名称 定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中 る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 岐阜県告示第百五十一号 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用す 療 療 療 療 療 療 療 法 法 法 法 法 法 法 人 社 人 人 人 人 人 人 4 桜 桜 桜 桜 桜 桜 大 和 和 和 和 和 和 誠 会 슾 슾 会 会 会 会 二二五 一加茂郡川辺町西栃井 二二五 一加茂郡川辺町西栃井 二二五 一加茂郡川辺町西栃井 二二五 一加茂郡川辺町西栃井 二二五 一加茂郡川辺町西栃井 二二五 一加茂郡川辺町西栃井 たる事務所の所在地居宅介護事業者等の主 大垣市新田町二 四 の種類 ス 管理指 導 養 シ**ピ**訪介 ョリ問護 ンテリ予 一八防 シビ訪 ョリ問 ンテリ ー 八 訪問 問 行 護 所 護 防 訪問 介護 予 防 管居介 理宅護 指療予 導養防 訪問看護 旧 旧 旧 旧 旧 居宅介護事業所等の名称 ブ・瑞穂 訪問看護ステーションハー 旧 新 新 新 新 新 ック 濃飛ファミリー クリニ 飛 飛 飛 飛 飛 飛 中 中 中 中 中 中 央 央 央 央 央 央 病 病 病 病 病 第五十五条の三の規定により告示する。 自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 病 院 院 院 院 院 院 平成二十七年三月十日 在地居宅介護事業所等の所 二二五 一加茂郡川辺町西栃井 二二五 一加茂郡川辺町西栃井一 二二五 一加茂郡川辺町西栃井一 二二五 一加茂郡川辺町西栃井一 瑞穂市本田一六二 二二五 一加茂郡川辺町西栃井一 二二五 一加茂郡川辺町西栃井 平成|七・|二・|五 同 同 同 同 同 同 変 更 岐阜県知事 年 月 日 古 田

第2629	묵				岐	阜	県	公	報		平成2	7 年3月	110 日	(15	3)
- 		旧	——— 新	旧	新	TE		旧	———— 新	——— 有	1 7-22-	有	,,,,,		
協会連合会協会連合会	機能推進機構	協会連合会 社団法人全国社会保険	機能推進機構	協会連合会協会連合会		協会連合会協会連合会		協会連合会協会連合会		限会社カツミ		限会社カツミ		般社団法人可児医師会	
	東京都港区高輪三二	=	東京都港区高輪三二	=======================================	東京都港区高輪三二	:	東京都港区高輪三二	=======================================	東京都港区高輪三二	関市栄町四 一 三		関市栄町四 一 三		旧可児市今渡三一〇	新 可児市広見五 二
管理指導	居宅療養	シピョリンテー	訪介 問護 リ予 八防	ション	ビ訪 リ問 テリ ー 八		访介 問護 冒予 養防		訪 問 看 護	訪介 問護 看予 護防	i i	訪問看護		支/ 援 ³ 事/ 業	
旧 岐阜社会保険病院	機能推進機構 可児と新 独立行政法人地域医療	旧 岐阜社会保険病院	・ 機能推構 可児と 機能推構 可児と	旧 岐阜社会保険病院	うのう病院 機能推進機構 可児と 新 独立行政法人地域医療	旧 岐阜社会保険病院	うのう病院 機能推進機構 可児と 新 独立行政法人地域医療	旧 岐阜社会保険病院	うのう病院 機能推進機構 可児と 新 独立行政法人地域医療	里間リハビリテーション美		里 ジェンチーション美		可児訪問看護ステーション	一段土到去人可見医而会之
五	可児市土田一二二二	五	可児市土田一二二一	7	可児市土田一二二一	3	五可児市土田一二二一	7	可児市土田一二二一	旧 関市向山町一 五	新 関市向山町一 四	川 関市向山町一 五	新 関市向山町一 四	旧可児市今渡三一〇	新 可児市広見五 二
F	3	Ī	3		同		同		平成二六・ 四・ 一	同		平成二六・ 三・三一		平成三・ハ・一九	

(159)	平局	戊 27 年3 月	月10日		岐	阜	<u>I</u>	杲	公	報					第 2	6 2	9号
ク株	ク株	株	株	居	第	留	<u>ද</u> ු	岐			旧	新	I	日 新		旧	新
リ 会 み	式 会 社	式	式	七 介	項	形 人 坐	阿 生活	早		協	紐	機独 能立 推行	協社	土 機独		協社	機独
サファ	ク 株式会社ファー	会	会	護事	おい	びない	第五 iii 法		<u>.</u>	通	法	推行推政	連注	上 推行 推政		連法	推行
ク 株式会社ファーマシー	ー マ	社	社	居宅介護事業者等の	てそ	特定	条のの	首		会	全国	機法構人	会会	と機法 関構人	1	会全国	機法構人
シー	マシー	感	感	等の	の例	配偶	二和及二	岐阜県告示第百五十二号	.		路 発 植 位 会 国 社 会 保 険	進機構 政法人地域医療	協会連合会	土町去人全国土みる食機能推進機構 独立行政法人地域医療		協会連合会社団法人全国社会保険	機能推進機構独立行政法人地域医療
IJ ン	リン	謝	謝	名称	によっ	者の口	び五	· 号			保険	医療	()	医		保険	医 療
三五〇 七〇 七〇	三五〇 七〇 各務原市川島松倉町二	一階 SS アートビル 大垣市北方町一 ーー	一階 SSアートビル大垣市北方町一 ーー	たる事務所の所在地居宅介護事業者等の主	第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指	留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)	る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残善生活保護法(昭和二十五年法律第百匹十匹号)第五十匹条の二第匹項において準用す					東京都港区高輪三二		二十二二年 東京都港区高輪三二		= =	東京都港区高輪三 二
管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宗 事養	訪介 問護 看予 護防	訪問看護	のサー 種 グ ス	五十条の二の担	成六年法律第三	促進並びに永仁四条の二第四項				タまります。	で地 愛域 2包 /括		支居 援宅 事介 業護		管理等指導	居介 宅護 豪予 婱防
う	う	訪	諒	居	龙定	글	性に関す				ンタ	可旧	旧			旧	新
ਣ	ਣੇ	訪問看護ステー	訪問看護ステーション感謝	居宅介護	により	写) 第	問した				ンター	市西	護 サ 支ン	護支援センター 機能推進機構 可児と	独 立	岐 阜 (う機独 の能立
 ද්	₹	ステ	ステ	事業	次の記	第十四条	た中国残					部地	護支援センターサンピュー 可児在宅介	援う推	行政	社会	うかう 機能推進機構 可児と 独立行政法人地域医療
薬	薬		- ショ	事業所等の	TB	示	7% 9			-		域 包 妊	ノ- 夕可 -	ク院機ク附構	人。	云 保 ***	横人機が
		ション感謝	シ感	の 名 称			活具保	配三	定介			 支 援	在宅	居可 宅児	域医	険 病	可域児医
局	局	謝		称		平成二	護法	者 ひの	護機			セ	介	介と	療	院	と療
八一一島町中野二	八一一島那市長島町中野二	一階 SSアートビル 大垣市北方町一 ーー	一階 SSアートビル 大垣市北方町一 ーー	在地 居宅介護事業所等の所		一十七年三月十日	活保護法第五十五条の三の規定により告示する。	目立の支援に関する法律第一時残留邦人等の円滑な帰国			可以計出日ナ〇〇番州			可児市土田九〇〇番地		Æ	可児市土田一二二一
同	平成二六・一〇・三一	同	平成二六・ 二・二八	廃止年月日	岐阜県知事古田		り告示する。	配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定	定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の		E	1		同		1	司

			止する。 岐阜県生物工学研究所長印に関する告示(平成十八年岐阜県告示第二百六十号)は、	+岐阜県告示第	告示 (平成十八年	改印に関する:	研究所長	3。 采生物工学	廃止する。	第26
							十 四 号 	岐阜県告示第百五十四号———	岐阜県生	5 2 9号
製屋 ・	県道		一 崇 平 成	一四七	瑞穂市生津天王町一	すまいる治療院	す ま い	侑 椰	髙	<u> </u>
路線名区	類の道 種路	口疋	年指	で又は施術者の	施術所の所在地又は施術者の住所	所 の 名 称	施術	名	氏	
			¥	古田	吱 拿果 印事	н	三月十日	平成二十七年三月十日	平	
平成二十七年三月十日	되 <u>5</u>					ž	告示する	の三の規定により告示する。	の三の押	岐
現二十二年三月十日 課及び岐阜県岐阜土木事務	及び岐阜		に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援	Sとされた生活 入等及び特定配	その例によるものした中国残留邦人	 項において 	四条第四条第四	る法律第十	に関する	阜
なお、その関係図面は、次のように変更したので告	なお、そのように		担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人が告済役請決等313条第1項の表表により協動注目とに協力されたのかものがある。	第五十五条の三	したので、同法第	うものを指定.	して次の	でる機関と	担当させ	県
道路法(昭和二十七年法	道路法		こと舌呆蒦去第5十55系第一頁の見記こより医療夫功又よ医療を爰合寸のこりの値所を関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされ	こおいてその例	こより医療夫切え第十四条第四項に	計算の規定 (特第三十号) は	六年法律	水蕈去第5	関する法	公
岐阜県告示第百五十五号———	₹阜県告示		の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項及び中国残留邦人等	F及び特定配偶 -五条第一項及	た中国残留邦人等四十四号)第五十	永住帰国し	進並びに和二十五	は帰国の促体護法(昭	の円滑な	報
平成二十七年三月十日	平成						十三号	岐阜県告示第百五十三号———	岐阜県生	
_		-	ā	生活介護						平成
多治見市京町二	たじ	夢眠」	ケアセンター	短介期護入予所防	可児市東帷子三八四八		式 会 社	商 事 株	愛岐	;27 年 3
多治見市京町二	たじ	夢眠」	みケアセンター	生短 活期 介護所	可児市東帷子三八四八		式 会 社	商 事 株	愛岐	3月10日
四 大垣市三津屋町	おお	夢眠」	がた さ センター	生短介 活期護 介入予 護所防	可児市東帷子三八四八		式 会 社	商 事 株	愛岐	∃ (10
四 大垣市三津屋町	おお	夢眠」	がきケアセンター	生短 活期 介養所	可児市東帷子三八四八		式 会 社	商 事 株	愛岐	60)

多治見市京町二 一八

同

四大垣市三津屋町一 六

同

多治見市京町二 一八

同

四 大垣市三津屋町一 六

平成二六・一一・三〇

岐阜県知事・古 田

に変更したので告示する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

|阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

岐阜県知事 古 田

ĺ		種路
黒	屋	路
野	井 泉	線
		名
番地先まで	四一四番五七地先から本巣市見延字糸貫川通一	区間
後	前	別前変区 後更域
1茶0~	~ □ □ ○	ル (メート ト 幅
<u> </u>	五三一•	ル(メート
£ī.	五	ト長
<i>五</i> .	五	備

類の道 種路

路 線 名

 $\overline{\mathbf{X}}$

閰

岐阜県告示第百五十六号

次のように変更したので告示する 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する なお、その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古 田

	— 般	類の道 種路					
号	号三 百 六 十						
八五番四地先地内	飛驒市河合町天生字丸尾	名区間					
後	前	別前変区 後更域					
三	= = = =	ル (メート ト 幅					
一九一	一 九 一	ル (メート ト 長					
		備考					

岐阜県知事 古 田

用を開始するので告示する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

次の道路の供

課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する

平成二十七年三月十日

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

岐阜県告示第百五十七号

ル₍延 イ ト長 の 供用開始 期 日 ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

県道

関ケ原線

地先から本巣郡北方町平成六丁目三番 地先まで本巣市宗慶字宮北八三二番一

元二0

平成

小七

岐阜県告示第百五十八号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の道路の供

課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古 田

県道 類の道 種路 大鳥小 路 線 垣江倉 線 名 番同 六二三番二地先から養老郡養老町小倉字南新田 X 間 ル一延 メー ト長 章**平** ● 成 = ○ の 供用開始 期 日 ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考 **崇平** • 成 ₽ 五.

岐阜県告示第百五十九号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持 県道

可土

児岐 線

売しまで 市同町同 字同

四六

≕平 ∴成

申

請 の あっ

た年月日

平成二十七年二月十七日

九番六五地先から土岐市泉町久尻字丸石一四五

類の道 種路

路 線

名

X

閰

ル₍) メ ー

の

期

日

ほ示変決 (備か年更定区) 月の又域 日告はの考

ト長

供用開始

県道

古野

井上 線

四番一地先まで同まり、市局では発売している。

章平 亭 ○

≕ \vdash

二〇番一地先から美濃加茂市牧野字鳥屋野三一

道路法

(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、

次の道路の供

岐阜県告示第百六十号

用を開始するので告示する。

課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

岐

平成二十七年三月十日

岐阜県知事

古

田

類の道 種路

路

線

名

X

間

ル₍) メ イ

の

期

日

ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考

ト長

供用開始

平成二十七年三月十日

岐阜直

和事
古
田

知事
古
田

(田禾二二十	道各去/召印二十七年去聿	岐阜県告示第百六十一号

用を開始するので告示する 第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 次の道路の供

平成二十七年三月十日

課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

岐阜県知事

古

田

肇

国一道般	類の道 種路
号三百六十	路線
六 十	名
五番四地先地内飛驒市河合町天生字丸尾三八	区
元	
	ル(延 メ ー
一 九 一	上長
二 平 成 章 10	の期日
二 平 成 : 10	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非営利

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古 田

肈

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ゼロからでも就農・育成支援・ R

ustica

岐

五

四

申請のあった年月日

平成二十七年二月十日

Bear

四 Ξ 五 主 . 款に記載された目的 たる事務所の所在地 表 の 氏 名

松原 正和

この法人は、 岐阜県羽島郡岐南町平島二丁目一九八番地 周囲の農家と協力し新規就農希望者育成

や農業経営のサポートを行い農業全般の発展を目的とす

五 四

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十七年三月十日

報

古 田

岐阜県知事

Ξ 特定非営利活動法人の名称 の 氏 名 特定非営利活動法人Shiny 加藤庸彰

主たる事務所の所在地 岐阜市柳津町宮東三丁目一番地

定款に記載された目的 この法人は、 広く一般市民に対して口腔衛生・健康に

関する事業を行い、健康医療に関する情報を提供し、

の健康福祉に寄与することを目的とします。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十七年三月十日

の規定により次のとおり公示する。

岐阜県知事

古 田

申 請 の あ つ た 年 月 日 平成二十七年二月十六日

> 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こうじびら山の家

氏 名

主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市明宝畑佐一三七番地三の|

定款に記載された目的 この法人は、郡上市内の農山村地域に対して、農林業

に携わる新規定住者の増加、伝統的な生活文化の継承、

び雇用創出に関する事業を行い、持続可能な地域社会づ **展林業の振興、地域資源を活用したツーリズムの推進及**

くりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模**

金融課において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十七年三月十日から四月間岐阜県商工労働部商業・

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十七年三月十日

人々

岐阜県知事 古 田

届出年月日

平成二十七年二月二十日

= 届出者の氏名又は名称

株式会社本巣ショッピングワールド

Ξ 建物の名称及び所在地

LCワールド本巣

本巣市政田字上市場一四〇四番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

農用地利用配分計画の概要

ては代表者の氏名

(変更後) 株式会社フードセンター富田屋 (変更前) 株式会社フードセンター富田屋 代表取締役 代表取締役 太平 太平 克郎 克郎 外一五者

争議行為の通知の公表

十条の四第四項の規定により、次のとおり公表する。 旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第 阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に関して争議行為を行う 労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号) 第三十七条第一項の規定により、 岐

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古 田

争議行為の行われる日時

平成二十七年三月十三日午前八時三十分以降四月末日まで

争議行為の行われる場所

診療所(所在地大垣市)及びこがねだ診療所(所在地関市)の全職場 みどり病院 (所在地岐阜市)、すこやか診療所 (同)、華陽診療所 (同)、しずさと

争議行為の概要

Ξ

岐

前項の職場において、保安要員を除き争議行為を実施する。

展用地利用配分計画の認可の申請

次のとおり公示する。なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用 の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により 配分計画について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。 展地中間管理事業の推進に関する法律 (平成二十五年法律第百一号) 第十八条第一項

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古 田

指定技能教育施設の名称

白川町	安八町	下呂市	可児市	美濃加茂市	恵那市	市町村
同	同	同	同	同	平成二十六年度第三号	番号農用地利用配分計画の
四九五筆	二四筆安八郡安八町牧字忠三河渡三九四七番一他	筆 下呂市萩原町桜洞字中北四三二番一他一七	可児市二野字六反田一六〇六番一他二三筆	一他三筆	一筆恵那市長島町久須見字越高九七〇番二他一	賃借権の設定等を受ける土地

= 申請年月日

平成二十七年三月三日

縦覧場所

Ξ

岐阜県農政部農業経営課

縦覧期間

四

平成二十七年三月二十四日まで 平成二十七年三月十日から

指定技能教育施設の連携科目等の指定

指定技能教育施設における連携科目等の指定をしたので、同条第三項の規定により次の とおり公示する。 学校教育法施行令 (昭和二十八年政令第三百四十号) 第三十四条第二項の規定により

平成二十七年三月十日

岐阜県教育委員会

正 美

委員長 野 原